

新井田すずかけ愛好会 規約

令和2年5月

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「新井田すずかけ愛好会」と称する。

2 「新井田すずかけ愛好会」の組織として児童に興味に応じて集まった団体次の通りとする。

(1)「新井田すずかけ野球愛好会」

(2)「新井田すずかけ卓球愛好会」

(3)「新井田すずかけバスケットボール愛好会(男子)」

(4)「新井田すずかけバスケットボール愛好会(女子)」

(5)「新井田すずかけ吹奏楽愛好会」

※吹奏楽部については、コンクールへの参加の際、参加条件に鑑み「八戸市立新井田小学校吹奏楽部」とする場合もある。

(運営方針)

第2条 本会は児童の健全なる心身の発達に資する活動を目的とする。勝敗にこだわる偏向や過重な活動にならないように運営する。

(規則の趣旨)

第3条 本規則は、愛好会に所属する児童の安全や健康に配慮しながら、児童が発達段階に応じた学習習慣や生活習慣が継続することができるように愛好会活動の基準を示すものである。

2 各愛好会では、本規則を踏まえながら、保護者会、外部指導者、担当教員で相談して計画的に活動する。

第2章 組 織

(役員)

第4条 本会は、PTA会長を愛好会会長(1名)、PTA副会長を愛好会副会長(2名)、各愛校会保護者会会長を理事とする。(別葉参考)

2 愛好会会長は、次のことを行う。

(1)活動計画等の承認

(2)外部指導者の委嘱

(3)その他(愛好会運営に当たっての助言等)

3 本会に事務局より、会計監査を置く。

第5条 本会は、校長を参与、教頭を総括担当者、教務主任を総括調整担当者とする。

(入会条件)

第6条 本愛好会への入会は、八戸市立新井田小学校4年生以上の児童で、保護者の承諾を得た者とする。

2 愛好会会員は、スポーツ安全保険(運動愛好会)、PTA安全互助会に加入しなければならない。

第3章 会 議

(会議の種類)

第7条 愛好会に係る会議は次の通りとする。

- (1) 愛好会総会
- (2) 愛好会運営委員会
- (3) 連絡調整会議
- (4) その他愛好会会長が必要と認めた時

(愛好会総会)

第8条 本会は、各愛好会会員の保護者(愛好会に入会している児童の保護者)、運営委員で構成し、愛好会会長が招集する。

- 2 総会の決議は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。
- 3 愛好会総会においては、次のことを行う。
 - (1) 後援会全体での活動に関する事項の決議
 - (2) 配分補助金等愛好会活動にかかる費用の決議
 - (3) その他必要な事項
- 4 年1回、年度始めに開催する。

(運営委員会会議)

第9条 運営委員会会議は運営委員(愛好会役員、参与、事務局、各愛好会保護者代表)で構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 後援会総会に提出する議案(会則、規約、予算等)
 - (2) 総会及び連絡調整会議から委託された事項
 - (3) 各愛好会の運営に関わる事項
 - (4) その他会務執行に必要な内容
- 2 総会の前及び9月、2月に開催する。

(連絡調整会議)

第10条 連絡調整会議は、事務局、各愛好会代表(1～2名程度)及び調整担当総括者(教務主任)で構成する。必要に応じ、総括担当者(教頭)、愛好会会長等に出席を求めることができる。

- 2 連絡調整会議において次のことを行う。
 - (1) 学校及び他の愛好会との日程調整
 - (2) 施設の利用のあり方(施設使用の割り振り等)
 - (3) その他必要な事項(学校からの依頼等)
- 3 毎月上旬に開催し、翌月の調整を行う。

第3章 活動時間・休止日

(活動時間)

第11条 活動時間は次の通りとする。

- (1) 平日の活動時間は、2時間以内とする。

夏季(4月～9月)	16:00～18:00
冬季(10月～3月)	16:00～17:30

- (2)休業日の活動時間は、3時間以内とする
- (3)時間を延長しての活動は行わない。
- (4)長期休業中の活動時間帯は体育館使用割り当てを含め、各愛好会で調整して決定するが、活動時間は(1)～(3)に準じる。

(休止日)

第12条 休止日は次のとおりとする。

- (1)週あたり2日以上 of 休止日を設定する。
- ①平日は1日以上 of 休止日を設定する。(原則水曜日)
- ②土・日曜日のいずれか1日を休止日とするが、大会の場合のみ活動を可とする。
但し、土・日曜日のいずれも活動した場合は、その週に水曜日を含め2日間を休止日とする。
- ③木曜日の委員会がある日は、活動開始時間まで保護者が見守りに付ける場合のみ参加を可とする。
- (2)次の期間は休止日とする。
- ①八戸市三社大祭期間中(8月1日～8月3日)は、原則休止日とする。
大会が近い等の理由により、活動を希望する場合は、運営委員会の承認を得ること。
その場合でも3日間のうち1日は必ず休みとする。
- ②2月17日「えんぶりの日」は、休止日とする。
- ③地域の行事がある日、年末年始、お盆期間中は、原則として休止日とする。
- (3)長期休業中においても、(1)に準じた扱いにする。
- (4)学校長及び愛好会会長から休止要請があった場合は、活動しない。

区分		月	活動時間			活動休止日	備考
			開始時刻	終了時刻 (延長はなし)	時間		
月～金曜日	授業日	4～9	16:00	18:00	2時間以内	1日以上 の 休止(原則 水曜日)	4年生の木曜日 参加は、見守り が付く場合のみ 可
		10～3	16:00	17:30	2時間以内		
	学校休業日 (夏・冬・春 休み)	4～9	8:00以降	18:00まで	2時間以内	1日以上 の 休止日(水 曜日でも よい)	開始時刻は、体 育館割り当てに よる
		10～3	8:00以降	17:30まで	2時間以内		
土・日曜日		4～9	8:00以降	18:00まで	3時間以内	いずれか1 日を休止	
		10～3	8:00以降	17:30まで	3時間以内		
国民の祝日		祝日の趣旨から、子どもを地域、家庭にかえす事を考慮し、できるだけ休止日とする。					

(大会参加・練習試合について)

第13条 練習試合は月2回程度とし、月毎の活動計画に明記し、愛好会会長の承認を得る。

- 2 大会への参加は、児童や保護者の負担とならないよう配慮し、決定する。4月提出の年間計画に明記し、愛好会会長の承認を得る。年度始めに承認された大会以外の参加については原則認めない。

(活動条件)

第14条 愛好会活動中は、保護者の見守りを要する。児童だけの活動もしくは児童と外部指導者だけの

活動は認めない。

- 2 保護者が外部指導者を務める場合、外部指導者以外に別の保護者等の見守りを要する。但し、特別な事情がある場合、運営委員会の承認を得れば、外部指導者を兼ねた保護者の見守りが一人でよい。
- 3 諸事情によって、保護者の見守りができない事態になった場合は、活動を中止する。

第4章 指導者・担当教員

(指導者)

第15条 各愛好会は、保護者又は地域住民より選任し、指導者を置く。

- 2 指導者は、愛好会の運営方針及び市の方針を十分に理解し、共通理解のもとで指導に当たることができる成人とする。
- 3 各愛好会保護者会会長は、外部指導者を選任したときは外部指導者票（様式1）を愛好会会長に提出しなければならない。
- 4 愛好会会長は、外部指導者票を受理したときは、必要に応じて面接した上で、委嘱状を交付する。
- 5 指導者の委嘱期間は、委嘱した日から当該年度の終了する日までとする。なお、委嘱期間の更新については、毎年度、2、3の手続きを行うものとする。
- 6 指導者は、八戸市外部指導者派遣事業に加入する。手続きは、総括担当者が行う。
- 7 運動部の指導者は、スポーツ少年団に登録しなければならない。手続きは、総括担当者が行う。
- 8 指導者及び保護者は、日本スポーツ少年団指導者資格者の取得に必要となる研修会に参加し、資格取得及び登録に努めるものとする。

第16条 各愛好会に対し、担当教員を置く。

- 2 担当教員は、校長が選任し、愛好会会長が委嘱状を交付する。
- 3 担当教員は、各保護者会と学校・愛好会役員との連絡調整を行う。
- 4 担当教員は、愛好会運営へのアドバイザーとする。
- 5 担当教員は、技術指導・会計管理は行わないこととする。

第5章 保護者会

(保護者会)

第17条 各愛好会は、保護者会を組織し、全保護者が参画するという共通認識のもと運営にあたる。

- 2 保護者会は、当該愛好会全保護者で構成するものとし、次の役員を置くこと。また、必要に応じて係を設置すること。
(1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 会計 若干名
- 3 役員の任期は、年度単位にこだわらず、6年生の引退時期を考慮し、各部の活動の状況に応じ各部で決定すること。
- 4 保護者会会長は、役員を決定及び変更した場合は、愛好会会長に保護者会役員表（様式2）を速やかに提出すること。
- 5 保護者会は主に以下の役割を果たす。
 - (1) 入会のとりまとめ、入会者児童名簿（様式3）の作成・提出
 - (2) 活動の見守り
 - (3) 練習計画の作成・提出、練習試合等の調整
 - (4) 大会参加、連盟登録等の事務手続き
 - (5) 愛好会にかかる経費の管理

(6) 愛好会内で発生した諸問題の解決

(7) その他

- 6 保護者会会長は、保護者に対し文書等を配付する場合は、担当教員を通して、学校へも配付すること。
- 7 保護者会会長は、各愛好会の運営計画、年間計画を4月中に愛好会会長へ提出すること。
- 8 保護者会会長は、4月末日までに緊急連絡網を作成し緊急連絡体制の確立を図らなければならない。
なお、緊急連絡網を作成した場合、愛好会会長に速やかに提出すること。

(活動計画書)

- 第17条 保護者会会長は、第11条、第12条、第13条、第14条にもとづいて活動計画表を提出し、学校長、愛好会会長の承認を得なければならない。
- 2 保護者会会長は、毎月の活動計画書（様式4）を作成し、前月の25日までに愛好会会長に提出すること。
 - 3 愛好会会長は、提出された活動計画書を審査し、これを承認したときは、活動計画書を保護者会会長に返送するものとする。なお、承認しないときはその旨を保護者会会長に通知し、その内容に沿って訂正した活動計画書を再提出することを条件に承認すること。
 - 4 愛好会会長が活動計画書を承認したときは、各愛好会はその写しを活動連絡板に掲示すること。

第6章 経 費

(活動費)

- 第18条 各愛好会は、必要に応じて愛好会所属保護者より、運営に係る費用を徴収することができる。
- 2 運営に係る費用は、用具等の購入費、選手登録費、保険料、差し入れ、納め会費等が含まれる。
参考：スポーツ少年団登録料一人 1,000 円
 - 3 運営に係る費用は、保護者会が管理・運用する。
 - 4 徴収する金額は、保護者の過度の負担にならないよう予算(案)等について各保護者会で協議し決定すること。
 - 5 年度末には、所属保護者に対し会計報告をすること。

(愛好会への補助)

- 第19条 愛好会の運営にあたり、部活動援助費から次のものを補助する。
- (1) 連盟等への登録費(団体)を全額補助する
 - (2) 大会参加費を交付する。
年間計画で、承認された大会について全額補助する。(上位大会も含む)
但し、交流試合、招待試合、競技力向上のためにリーグ戦等は対象外とする
 - (3) 県大会以上の児童の旅費(宿泊費は除く。宿泊費は自己負担)を半額補助する。
但し、交流試合、招待試合、競技力向上のためにリーグ戦等は対象外とする。

- 第20条 次のものの購入・修繕費については、各愛好会からの申請を受け、教育環境整備費から交付する。交付金額については、後援会運営委員会で協議し決定する。
- (1) 各愛好会のユニホーム
 - (2) 楽器、用具の購入・修繕
 - (3) その他申請があったもの

第21条 保護者会会長は、運営費、大会参加費、旅費、購入修繕費の交付を申請するときは、後援会会長に次の申請書を提出するものとする。（様式5）（様式6）

（指導者への補助）

第22条 委嘱した指導者に対し、部活動援助費から次のものを補助する。

- （1）指導者登録料
- （2）指導者資格取得研修会費用
- （3）県大会以上の旅費（宿泊費含む）

※謝礼は、学校からは補助しない。愛好会ごとの対応とする。

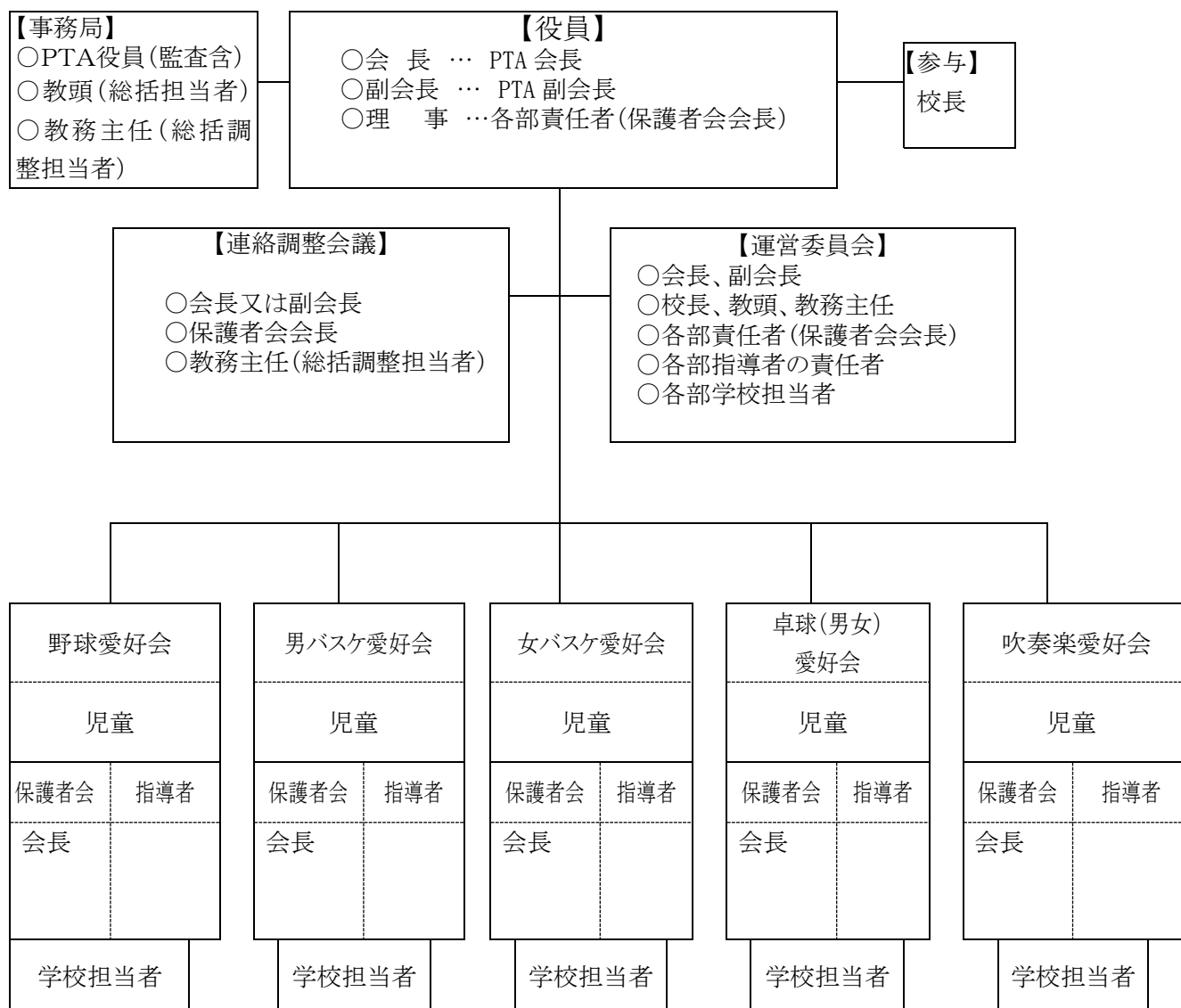
第23条 本規約は2022年（令和4年）4月1日から完全施行する。

※2020年（令和2年）4月から2022年（令和4年）3月までを移行期間とし、移行可能な愛好会から保護者主体で本規約をもとに運営する。

【様式一覧】

- 様式1 外部指導者票
- 様式2 保護者会役員票
- 様式3 愛好会児童名簿
- 様式4 活動計画表
- 様式5 愛好会援助費交付申請書
- 様式6 音楽充実費交付申請

【新井田すずかけ愛好会 組織図】



- ① 指導者とは、
 - ・指導者は、技術指導を行う。
 - ・指導者は、保護者会の推薦を経て、PTA 会長が委嘱する。(地域住民、保護者を問わない)
 - ・指導者が複数いる場合は、責任者を選出する。
- ② 保護者会とは
 - ・愛好会の活動を運営する。
 - ・保護者会(会長)を決める。→ その愛好会の運営責任者となる。
 - ・保護者会は、活動の指導者の補助(登録・見守り・会計等の事務)を全入会者で分担して行う。
- ③ 学校担当者とは
 - ・各部活と学校との連絡・調整。
 - ・活動計画や運営にかかるアドバイスをを行う。
 - ・各部が作成した活動計画書を学校への提出、参加料・補助金の交渉等。

第1. 学校施設利用

1 学校施設利用について

(1) 申請書の提出について

保護者会会長は、学校施設を利用する場合、年度当初に学校施設利用団体登録申請書を教育委員会に提出し許可を得る。

(2) 日誌の記入について

施設利用の際に、日誌に記入する。(体育館玄関靴箱、本館玄関、新井田っ庫内)

2 利用上の注意について

(1) 学校就業日の活動について

①原則として、ランドセル等児童の持物は活動場所に持参するものとし、校舎内に置かない。

②活動後、教室には戻らない。やむを得ず戻らなければならない時は、職員室に断る。

(2) 学校休業日の活動について

①吹奏楽愛好会以外は、校舎内への出入りは原則として禁止する。

②体育館への出入りは、体育館玄関を使用する。土・日は練習開始10分以上前に開錠しない。

③吹奏楽愛好会は、練習場所以外の教室には絶対に入らない。土・日は、当番の教員が開錠するが、練習開始10分前でなければ校舎は開かない。

(3) 開錠、施錠について

①開錠施錠は、保護者が行うこと。

②休業日に開錠施錠がうまくいかない場合は、青森総合警備保障に連絡する。平日は、職員室の教頭へ連絡する。

③鍵は、各保護者会長の責任のもと確実に管理すること。児童には持たせない。

(4) トイレの使用について

①屋外で活動する場合、体育館で活動する場合は、体育館のトイレを使用する。

②吹奏楽は、活動している教室の階のトイレを利用すること

(5) 暖房について

①体育館及び教室は、室温が10℃以下の場合、見守りの保護者の責任のもと使用してもよい。

②点火、消火は、保護者又は外部指導者のみが行い、児童には絶対にやらせない。特に、後始末は複数の目で確認できる体制をとる。

③灯油代は、PTAの部活動援助費から学校へ支払う。

④土、日に練習試合、大会等で長時間利用する場合は、事前に学校担当者へ連絡し、補給の依頼をしておく。

(6) 駐車場について

①見守りで来校する保護者は、校庭の砂場、タイヤ付近に駐車する。ただし、野球部の練習の妨げにならないように駐車する。

②校庭に駐車する場合、児童に十分注意する。

③駐車場内での事故や破損については、学校へ連絡する。

(7) 練習試合、大会で使用する場合について

- ①使用日の日程は、連絡調整会議で、他の愛好会と調整を図り、前月提出の活動計画表に明記して、愛好会会長の承認を得る。
- ②直前の場合は、保護者会長同士で連絡を取り、その結果を教頭へ連絡する。
- ③大会の場合は、大会本部より施設使用依頼書を提出してもらう。
- ④練習試合、大会での駐車場については、各チームの制限台数を決める等して対応する。大会本部から、大館中学校の駐車場を借用することは可能である。
- ⑤駐車場に関する表示、案内は各愛好会で行う。

(8) 名札の装着について

見守りのため来校した際には、「見守り」の名札(首から下げる)をつける。名札は、日誌を置いている場所と同じ所に常備しておく。

3 学校施設内での活動場所

月	愛好会の名称	練習場所
4月～9月	野球	校庭 (雨天時は視聴覚室及び新館廊下)
	男バス、女バス、卓球	体育館
	吹奏楽	音楽室、6年教室
10月～3月	野球	校庭、体育館(割当による)
	男バス、女バス、卓球	体育館 (割当がない時は視聴覚室及び廊下)
	吹奏楽	音楽室、6年教室

第2. 安全対策について

毎日の練習に関わることです。見守りに入る保護者がその場で判断しなければならない場合もあります。全保護者が共通理解して対応できるよう周知をお願いします。

1 留意事項

(1) 適正な活動量の確保について

児童の健康状態や能力を適切に把握し、過度にならない範囲の活動になるよう外部指導者と練習内容を十分に相談して行う。

(2) 健康観察について

見守りの保護者及び外部指導者は、熱中症の予防やけがの防止のため、練習時の様子をよく観察し、不調が感じられた場合は休息をとる等の措置を講じる。また、スポーツ活動に必要な保健の研修会に参加することなどにより、防止対策と対応を確認しておく。

(3) 集合時間について

児童は、練習開始10分以上前には来ないようにする。見守りの保護者は、10分以上前に来るようにする。練習時刻前であってもけがや事故があった場合は、見守りの保護者の責任となる。

(4) 帰宅時について

帰宅するまでが、愛好会としての活動なので、暗い場合は、集団で帰す等、児童の帰宅時の安全対策に十分留意する。児童が帰宅していない場合の第一問い合わせ先は、その日の見守りの保護者とする。

(5) 緊急時の対応について

事故が発生した場合は応急処置をし、当該保護者へ連絡するとともに、緊急を要する場合は、速やかに保護者会長を通して愛好会会長及び小学校教頭へ連絡する。軽傷の場合は後日でよい。

AEDの場所を確認しておく。学校の場合は、本館玄関に設置。

(6) 飲食について

平日、休日ともに、お菓子、ガム等は持ってこない。休日の活動においては、熱中症対策のスポーツドリンク、エネルギー補給のためのゼリー等について、保護者会又は外部指導者の指示により各自準備する。また、食物アレルギーを持っている児童もいることから、差し入れ等には十分配慮する。

(7) 約束事やルールの確認について

各愛好会で安全確保に関する約束を決め、明文化しておく。規則を守れない場合や見守りの保護者の指示に従わない場合は、各保護者会長の判断のもと退会してもらうこともあることを、児童・保護者に周知しておく。

【例】外部指導者がくるまでは、バットは使わない。等

2 活動中止の決定 について

(1) 気象状況による中止について

気象警報が発令されている場合は、活動は休止とする。

【休部が必要と思われる気象警報：大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪警報等】

(2) 中止決定の判断について

天候の中止以外に「外部指導者が来られない」「保護者見守りがいない」等の場合に中止の決定をだれが決定し、どのように連絡するかを決めておく。

【例】その日の見守り当番が保護者会の会長又は外部指導者と相談し、決定する。連絡は、その日の見守り当番がラインで知らせる。

(3) 中止要請について

天候以外にも、インフルエンザの流行等により、校長又はPTA会長より、休止を要請する場合もある。

第3. 連絡体制について

(1) 愛好会内の連絡体制・連絡方法について

各愛好会で連絡体制や連絡方法を共通理解しておく。基本的には、学校や学校担当者を介さず保護会内で直接やりとりし、外部指導者にも伝わるようにする。

① 欠席の連絡

【例】休む児童の保護者が → 当日の見守り保護者へ → 外部指導者へ

② 活動中、けが、事故があった場合

【例】けが発生 → 見守り保護者が → けがをした児童の保護者へ

↓

必要に応じて病院へ

保護者会会長へ → 緊急の場合は PTA会長及び教頭へ

③ 練習試合や試合等の予定を前もって連絡する場合

【例】集合時間、持ち物などを書いたお便りを作成し配布する。または、連絡事項はすべてライン・メールで行う。

④ 練習や試合等の急遽中止、変更の場合

【例】大会本部から保護者会長へ試合会場変更の連絡



保護者会長からラインで保護者に連絡

(2) 学校との連絡について

PTA会長・学校及び学校担当者との連絡窓口は、各愛好会保護者会長とする。

(3) 大会本部、連盟事務局との連絡について

原則、各愛好会保護者会長とする。ただし、場合によっては学校担当者が、窓口となることもある。